

生産後の死亡と死産

在大阪 井田政次郎

我々醫師の仕事は、根據ある學理を基礎として研究せられ、夫れが年々歳々久じきに互りて、一つの立派な統計となつて現はれ、夫れを又基礎として研究せられ、そして患者に應用し、或は又廣く保健衛生に有力なる根柢を造るのである事は、今更諸賢に語る必要はないのであるが、茲に題した如き、生産後の死亡と死産とは、醫師及び産婆の意見に依り自由勝手に變更し得られ、若しそれが露見するも、警察當局が看過し、毫も處罰の法則なしとせられつゝあるのである。即ち生産して日時を如何程經過しても、その小兒が無籍者である限り、死亡せば直ちに死産として、醫師又は産婆が死産證書を下附するのである。然るにそれを取締る方法や制裁の途が無いとすれば、我國の生産、死産、死亡等の統計は、何等の價値も無いのである。從來の統計は虚空の結晶と云はねばならぬのである。

併し先日、我々醫師が或る所で會合した時、偶々話題に前述の事が上り、或る先輩は、頃日生産後の死亡を死産として死産證書を下附した爲めに、二十圓の罰金か科料に處せられた醫師があつたと稱された。それ故余は、某警察司法主任の言はるゝが如く、取締る方法や制裁の途が無いものか、或は又果して先輩の言の如く、全く罰金か科料の處分を課せらるゝものか、その判断に苦しみ居るため、今この貴重なる紙面を借用して、諸賢の批評と、更に又他の司法官の意見も尙は聞き度いものである。

先づ第一例として、大正十年八月二十八日午前九時三十分、大阪市南區難波河原町に於て、沖〇ヤ〇と稱する

60
妻が芽出度く男兒を分娩し、某産婆が取扱ひ、規定に依り男子生産として所轄役所に出産取扱届を郵送した。然るに正午に至り、泣き聲も漸次衰へ、遂に死亡したので、前記妻の夫は、その取扱ひたる産婆に、死産證書を請求に來たのである。併しその産婆は、一度狐々の聲を擧げたる小兒は、出産届を役場に提出し、同時に醫師の死亡診断書を添へ、死亡届を提出するのが當然であるからと云つて、死産證書を渡す事を拒絶したのである。それ故前記の夫は直ちに附近の某産科醫師を招いて、死體檢索を受け、其後醫師の宅に行き、證書を受取つたのに、死體檢索書と思つて居つたのが、豈圖らんや、以前産婆に請求して拒絶せられたる、死産證書を醫師が下附したのである。それ故前記の夫は、その醫師に對し、念のため死體檢案書で無くとも宜しきやと問ひたるに、死産證書にて可なりと答へたのである。

依つて、余も亦一個の開業醫師である余に、若し前記の招きに應じたる時には、如何に處置してよいか、正當に考ふれば虚偽の診断書であるのみならず、我國の出産死産死亡の統計を、人爲的に亂す者であるから、司法官より告發すべきものであるのみならず、公衆の保健衛生の基礎をなすべき、正確なる統計を不確實にする背徳漢であるから、道徳上から見ても、社會より排斥し譴責すべき者であると思ひ、翌日某警察署に至り、司法主任に左の様な質問をなしたのである。大略を記せば次の様である。

問。小兒が出生して其後その小兒が死亡せし時、死亡診断書又は死體檢案を下附せず、その變りに死産證書を醫師又は産婆が下附するも差支へ無きか。

司法主任答。反問す、生産せし小兒が死亡せし時死産證書を下附すれば、處罰せらるべしと稱する何にか法規ありや。

問。余は法規に暗きも、常識より考ふるも、醫師又は産婆が正當に非ざる證書又は診断書を故意に下附して、それが法治國の我國に於て默認せら

るゝ理由無しと信す。殊に死亡者に下附する證書に、死亡診断書、死體檢案書、死胎檢案書、死産證書の四種に區別するは何故なりや。貴官の如く放任せざるべからざるものなれば、死亡者に交附する證書を、斯く四種に區別せずとも、全部皆一つに死亡證書とすれば可ならずや。

答。四種の區別あれども、自由に使用すれば可なり。警察の職務として、醫師が何れの様式を用ふるも、又その様式が正當ならざるも、警察としてはその證書の様式を一々檢閲すべきものに非ず。警察が一々證印を捺すべ

きものにも非ず。警察は單に變死、中毒、他殺、自殺等の場合にのみ一々證書を檢閲し、奥印を捺すべき職權を有するのみ。又生産せしものが、死亡したりさて、死亡診斷書を下附せず、死産證書を下附せしめて、誰れか迷惑するものあらんや。誰れか不利益を被むる者あらんや。立法の趣旨は斯くの如きものに非ず。迷惑を掛けし者が制裁せられ、不利益を興へし者が處罰せらるゝが、法の原則なり。一度出生せし者が、死亡せし時、出產届を出だし、又死亡届を提出するは、二重の手續にして、それよりも始めより、死産届させば、手續簡單にして、誰れも迷惑する者もなければ、誰れも不利益を受くるもの無し。

問。然らば生産後、時日の長短に關らず、未だ入籍之れ無きものは、皆大要以上の問答に依り、それでは余は今後は患者に不利益なき様に、勉めて死産證書を交附致しますと言つて退去した。

第二例として大正十年八月十七日、大阪市南區日本橋筋二丁目八〇セ〇と稱する妻が、女兒の双胎を分娩したので取扱ふた。某産婆は、正直に女兒双胎生産として役場に出産取扱届を郵送した。出産後二三日にして余の許に、兩兒共泣き聲悪るしとの訴へで、診察を受けに來たけれども、八月二十五日に、姉の方が死亡したので、余の許に來ずに、分娩前後より母親を屢々往診して居た、附近の某産科醫師に死亡診斷書下附を乞ひしに、一週間も以前に出生して居るのを、よくその醫師も知つて居るのに、死亡當日、即ち八月二十五日を以て死産したものとて、死産證書を交附してあつたのである。そして双胎の妹の方が、九月一日に又死亡した時、今度は余の許に死亡診斷書を乞ひに來たので、出生日を僕は八月十七日である事をよく知つて居るので、事實通り出生日を八月十七日と記したが、前記の如く一方の姉の方を八月二十五日の死産として届出た事を自白して、妹の方の出生日も、同じく八月二十五日と訂正して呉れと再び來たのである。即ち前述某醫師は、無事に出生し、一週間も生存せるをよく知

死産として、死産證書を下附するも可なりや。

答。現今醫師及び産婆は、生産後死亡せしものには殆ど死産と做し、死産證書を下附しつゝあり。警察は敢て獎勵はせざるも、生産後死亡せし者に、死産證書として下附するも可なり。處罰すべき途なし。

問。然らば虚偽の診斷書ならすや。

答。君の申す如くせば、殆ど總ての醫師及び産婆は、生産後の死亡を死産とし、死産證書を交附せるを以て、一々取調べ處罰せざるべからず。されど前述の如く、死産證書を交附したりさて、迷惑や不利益を被むる者、誰れも無きを以て檢舉し或は處分せず。

つて居るにも關らず、その女兒が無籍なるを幸ひに、故意に死産として死産證書を下附し、戸籍役場を詐り、社會を欺き、正確にして動かすべからざる統計を紛亂させたのである。

第一例は生産後數時間にして死亡し、第二例は生産後一週間にして死亡したのであるが、共に未だ入籍してないがために、何れも産科醫師の意志に依り、勝手に死産とし死産證書を下附したのである。それ故大なる眼を以て見れば、大正十年度の我大日本帝國の出産統計表に於て、二人の相違が確かにあるのである。之が多く醫師産婆が前記司法主任の云はれしが如く、生産後の死亡を死産とせられつゝあるものなれば、我國の出産統計は甚だしく事實と相違し、警察當局の眼より見れば、信じて居なかつたのであつて、それに反して、保健衛生の事務に當りつゝある者は、信じて居り且それを基礎としてなしたる事は全部非であつたのである。

以上二例は、二例共同一の醫師では無いが、余が附近の二人の産婦人科醫師がなしたる背徳行爲であつて、司法主任に話しても、處罰し制裁の途が無いと稱して居るのである。これが前述司法主任の申す如く、取締らず放任して置いても良きものなれば、死産は益々多くなり、我國の死亡、出生、死産等の統計は愈々無意味なものとなり、何の用もなきないのである。又醫事公論第四百六十七八號に於て、時代觀と題し、關以雄氏が、生産觀と、死産觀とに就て記せられたる統計と記事とは、誠に氣の毒な譯である。即ち記事中、殊に本邦にあつて六大都市中、生産の低い事と、死産の多い事とは大阪であり、生産の最も多いのは名古屋で、死産の最も少ないのは横濱であると記載せられたのは、前述の司法主任と同様の考へで、取締らるゝ方が、大阪に甚だ多いから、そんな統計になつたのではあるまいか。

生産後、死亡を死産として、死産證書を患家に交附して、或者は處罰せられ、或者は處罰せられ無いとすれば、我々開業醫は、その選擇に大いに困難するので、貴重なる本誌上を借用し、廣く同情ある諸賢の批評、經驗實例の御報告を煩し度く、且尙ほ他の有力なる司法官諸子の意見も承り度いものである。